

埼玉県選挙管理委員会の情報公開の総合的な推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）における埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第2章の情報公開の総合的な推進について、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表の内容等)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定するその他実施機関が定める事項は、委員会の会議録の概要とする。

(公表の時期)

第3条 条例第4条に規定する情報の公表は、情報の発生の都度速やかに行うものとする。

(公表を行う者)

第4条 条例第4条に規定する情報の公表は、書記長が行うものとする。

(公表の方法)

第5条 条例第4条に規定する情報の公表は、当該情報が記録された文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）を県民生活部県政情報センターの県政資料コーナー（以下「県政資料コーナー」という。）及び市町村課において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨を県のホームページに掲載して行うものとする。ただし、情報が大量であるなど県のホームページに掲載できないことに合理的な理由がある場合は、文書等を閲覧に供することのみとすることができるものとする。

(情報の提供)

第6条 条例第6条第1項に規定する情報の提供は、書記長が次の方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1) 県政資料コーナーでの閲覧
- (2) 市町村課での閲覧
- (3) 県のホームページへの掲載
- (4) 県の発行する広報紙への掲載
- (5) 印刷物の頒布
- (6) 有償刊行物の頒布
- (7) 報道機関への資料提供
- (8) その他委員会が効果的と認める方法

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。